

令和5年逗子市教育委員会9月定例会会議日程

令和5年9月20日（水）

午後2時30分

逗子市役所5階第3会議室

- 日程第1 7月定例会会議録の承認について
- 日程第2 教育長報告事項について
- 日程第3 報告第16号 議案（令和5年度逗子市一般会計補正予算（第5号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について
- 日程第4 報告第17号 議案（逗子市立体育館の指定管理者の指定について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について
- 日程第5 議案第13号 逗子市文化財保護委員会に対する諮問について
- 日程第6 その他
  - ・図書館の特別整理期間について

令和5年逗子市教育委員会9月定例会教育長報告事項

- 1 令和5年度湘三管内第2回教育長会議 8月24日（木）
- 2 令和5年度市町村教育委員会研究協議会 9月7日（木）
- 3 令和5年第3回逗子市議会定例会 9月6日（水）～9月29日（金）

報告第16号

議案（令和5年度逗子市一般会計補正予算（第5号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条に基づき、市長から議案（令和5年度逗子市一般会計補正予算（第5号））作成に関して意見を求められ、緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（昭和60年逗子市教育委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和5年9月20日提出

逗子市教育委員会  
教育長 大河内 誠

5 逗教総発第34号

2023年(令和5年)8月21日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市教育委員会  
教育長 大河内 誠



議案作成に関する逗子市教育委員会の意見について (回答)

2023年(令和5年)8月21日付け5逗財発第28号により依頼のありましたこのことについて、了承する旨回答いたします。

議案(案) 令和5年度逗子市一般会計補正予算(第5号)

(事務担当: 教育部教育総務課)



5 逗財発第28号

2023年（令和5年）8月21日

逗子市教育委員会教育長 大河内 誠 様

逗子市長 桐ヶ谷 覚



議案作成に関する逗子市教育委員会の意見について（依頼）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、次の議案（案）について、教育委員会の意見を求めます。

議案（案） 令和5年度逗子市一般会計補正予算（第5号）

事務担当 経営企画部財政課



令和5年度

桐子市一般会計補正予算（第5号）

桐子市

議案第 号

令和5年度逗子市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度逗子市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116,598千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,946,222千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月6日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	3,738,084	66,807	3,804,891
	1 国庫負担金	2,639,338	45,145	2,684,483
	2 国庫補助金	1,084,917	21,662	1,106,579
20	繰越金	362,220	27,591	389,811
	1 繰越金	362,220	27,591	389,811
22	市債	1,724,100	22,200	1,746,300
	1 市債	1,724,100	22,200	1,746,300
	歳 入 合 計	22,829,624	116,598	22,946,222



# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,776,988	31,641	2,808,629
	1 総務管理費	2,209,388	30,761	2,240,149
	3 戸籍住民基本台帳費	192,707	880	193,587
3	民生費	9,972,234	14,153	9,986,387
	1 社会福祉費	4,907,265	12,778	4,920,043
	2 児童福祉費	4,190,491	935	4,191,426
	3 生活保護費	874,476	440	874,916
4	衛生費	2,402,646	53,509	2,456,155
	1 保健衛生費	914,765	44,599	959,364
	2 清掃費	1,487,881	8,910	1,496,791
6	商工費	131,895	12,000	143,895
	1 商工費	131,895	12,000	143,895
9	教育費	1,816,316	5,295	1,821,611
	1 教育総務費	376,874	394	377,268
	2 小学校費	696,011	4,901	700,912
	歳 出 合 計	22,829,624	116,598	22,946,222

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小学校給食調理等業務	令和6年度	87,713

第3表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民交流センター整備事業費	22,100	普通貸借又は証券発行 事業の進捗又はその他の都合により、起債の全部又は一部を翌年度に繰越して起債することができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

2 変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民間保育施設等整備事業費	1,000	—	—	—	1,100	—	—	—

令和5年度

逗子市一般会計補正予算(第5号)に関する説明書

逗子市



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	3,738,084	66,807	3,804,891
20 繰越金	362,220	27,591	389,811
22 市債	1,724,100	22,200	1,746,300
歳入合計	22,829,624	116,598	22,946,222



補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
5,861	22,100		3,680
3,801	100		10,252
45,145			8,364
12,000			0
			5,295
66,807	22,200	0	27,591

## 2 歳 入

15款 国庫支出金 66,807千円  
 1項 国庫負担金 45,145千円

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 衛生費国庫負担金	105,201	45,145	150,346
計	2,639,338	45,145	2,684,483

15款 国庫支出金 66,807千円  
 2項 国庫補助金 21,662千円

1 総務費国庫補助金	278,641	20,831	299,472
2 民生費国庫補助金	316,289	831	317,120
計	1,084,917	21,662	1,106,579

20款 繰越金 27,591千円  
 1項 繰越金 27,591千円

1 繰越金	362,220	27,591	389,811
計	362,220	27,591	389,811

22款 市債 22,200千円  
 1項 市債 22,200千円

1 総務債	64,400	22,100	86,500
2 民生債	241,400	100	241,500
計	1,724,100	22,200	1,746,300



節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	千円 45,145	03 予防接種健康被害給付費負担金	千円 45,145

1 総務管理費補助金	20,831	02 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	12,000
		03 デジタル基盤改革支援補助金	8,831
3 児童福祉総務費補助金	831	04 保育所等整備交付金	831

1 繰越金	27,591	01 繰越金	27,591

1 総務管理債	22,100	03 市民交流センター整備事業債	22,100
2 児童福祉債	100	02 民間保育施設等整備事業債	100

15款 国庫支出金 20款 繰越金 22款 市債

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

31,641千円

#### 1 項 総務管理費

30,761千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9 デジタル推進費	千円 179,347	千円 5,861	千円 185,208	千円 5,861 国庫支出金 5,861	千円	千円	千円
14 地域活動費	44,901	1,250	46,151				1,250
15 市民交流センター費	59,858	23,650	83,508		22,100 市債 22,100		1,550
計	2,209,388	30,761	2,240,149	5,861	22,100	0	2,800

#### 2 款 総務費

31,641千円

#### 3 項 戸籍住民基本台帳費

880千円

1 戸籍住民基本台帳費	192,707	880	193,587				880
計	192,707	880	193,587	0	0	0	880

#### 3 款 民生費

14,153千円

#### 1 項 社会福祉費

12,778千円

2 障害者支援費	1,531,290	2,530	1,533,820	2,530 国庫支出金 2,530			
3 高齢者福祉費	1,987,918	10,248	1,998,166				10,248

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	千円 5,861	001 デジタル推進費 02 電子計算システム管理事業 委託料	千円 5,861 5,861 5,861
19 負担金補助及 び交付金	1,250	004 防犯対策事務費 01 防犯対策事務費 負担金補助及び交付金	1,250 1,250 1,250
15 工事請負費	23,650	001 市民交流センター管理費 02 市民交流センター整備事業 工事請負費	23,650 23,650 23,650

13 委託料	880	003 戸籍住民基本台帳システム管理費 01 戸籍情報システム管理事業 委託料	880 880 880
--------	-----	---	-------------------

13 委託料	2,530	008 障がい者支援事務費 01 障がい者支援事務費 委託料	2,530 2,530 2,530
28 繰出金	10,248	006 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 01 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 繰出金	4,566 4,566 4,566

2款 総務費 3款 民生費

3款 民生費

14,153千円

1項 社会福祉費

12,778千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	4,907,265	12,778	4,920,043	2,530	0	0	10,248

3款 民生費

14,153千円

2項 児童福祉費

935千円

2 児童育成費	2,597,865	935	2,598,800	831	100		4
				国庫支出金	市債		
				831	100		
計	4,190,491	935	4,191,426	831	100	0	4

3款 民生費

14,153千円

3項 生活保護費

440千円

1 生活保護総務費	54,916	440	55,356	440			
				国庫支出金			
				440			
計	874,476	440	874,916	440	0	0	0

4款 衛生費

53,509千円

1項 保健衛生費

44,599千円

2 予防費	606,874	44,599	651,473	45,145			△546
				国庫支出金			
				45,145			
計	914,765	44,599	959,364	45,145	0	0	△546

節		説	明
区 分	金 額		
	千円	007 介護保険事業特別会計繰出金	千円 5,682
		01 介護保険事業特別会計繰出金	5,682
		繰出金	5,682

19 負担金補助及び交付金	935	008 次世代育成支援対策費	935
		04 保育所等緊急整備事業	935
		負担金補助及び交付金	935

13 委託料	440	002 生活保護事務費	440
		01 生活保護事務費	440
		委託料	440

19 負担金補助及び交付金	44,599	001 予防費	44,599
		07 予防接種健康被害給付費	44,599
		負担金補助及び交付金	44,599

3 款 民生費 4 款 衛生費

## 4款 衛生費

53,509千円

## 2項 清掃費

8,910千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 じんかい処 理費	千円 1,323,771	千円 8,910	千円 1,332,681	千円	千円	千円	千円 8,910
計	1,487,881	8,910	1,496,791	0	0	0	8,910

## 6款 商工費

12,000千円

## 1項 商工費

12,000千円

2 商工業振興 費	20,818	12,000	32,818	12,000 国庫支出金				
計	131,895	12,000	143,895	12,000	0	0	0	

## 9款 教育費

5,295千円

## 1項 教育総務費

394千円

3 教育指導費	131,799	394	132,193				394
計	376,874	394	377,268	0	0	0	394

## 9款 教育費

5,295千円

## 2項 小学校費

4,901千円

2 保健給食費	189,293	4,901	194,194				4,901
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説 明	
区 分	金 額		
15 工事請負費	千円 8,910	005 センター費	千円 8,910
		01 センター維持管理事業	8,910
		工事請負費	8,910

19 負担金補助及び交付金	12,000	001 商工業振興費	12,000
		02 返子市商工会助成事業	12,000
		負担金補助及び交付金	12,000

1 報酬	369	002 教育指導費	394
3 職員手当等	20	03 支援教育充実事業	394
		報酬	369
9 旅費	5	職員手当等	20
		旅費	5

11 需用費	941	003 給食費	4,901
15 工事請負費	3,119	01 小学校給食運営事業	4,901
		需用費	941

4 款 衛生費      6 款 商工費      9 款 教育費

9款 教育費

5,295千円

2項 小学校費

4,901千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	696,011	4,901	700,912	0	0	0	4,901



節		説明	千円
区分	金額		
18 備品購入費	千円	工事請負費 備品購入費	3,119
	841		841

9款 教育費

# 給 与 費 明 細 書

## 1 一般職

### (1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	429 (586)	578,485	1,740,657	1,500,631	3,819,773	638,129	4,457,902	
補 正 前	429 (586)	578,116	1,740,657	1,500,611	3,819,384	638,129	4,457,513	
比 較	0 (0)	369	0	20	389	0	389	

\*職員数欄の( )内の数字は、短時間勤務職員の人数(外数)

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補 正 後	48,844	222,246	40,536	42,272	7,144	63,300
	補 正 前	48,844	222,246	40,536	42,272	7,144	63,300
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	148,893	9,355	52,469	835,572	30,000	
	補 正 前	148,893	9,355	52,469	835,552	30,000	
	比 較	0	0	0	20	0	

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	429 (36)	1,740,657	1,416,717	3,157,374	612,110	3,769,484	
補 正 前	429 (36)	1,740,657	1,416,717	3,157,374	612,110	3,769,484	
比 較	0 (0)	0	0	0	0	0	

\*職員数欄の( )内の数字は、短時間勤務職員の人数(外数)

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補 正 後	48,844	222,246	40,536	42,272	7,144	63,300
	補 正 前	48,844	222,246	40,536	42,272	7,144	63,300
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	148,893	9,355	52,469	751,658	30,000	
	補 正 前	148,893	9,355	52,469	751,658	30,000	
	比 較	0	0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	0 (550)	578,485	0	83,914	662,399	26,019	688,418	
補 正 前	0 (550)	578,116	0	83,894	662,010	26,019	688,029	
比 較	0 ( )	369	0	20	389	0	389	

\*職員数欄の( )内の数字は、短時間勤務職員の人数(外数)

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
		補 正 後	0	0	0	0	0
	補 正 前	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	0	0	0	83,914	0	
	補 正 前	0	0	0	83,894	0	
	比 較	0	0	0	20	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考			
職 員 手 当	20	その他の 増減分	20	支援教育 充実事業	扶 養 手 当	増減額(千円)	増減額(千円)	
					地 域 手 当		時 間 外 勤 務 手 当	
					住 居 手 当		夜 間 勤 務 手 当	
					通 勤 手 当		休 日 勤 務 手 当	
					特 殊 勤 務 手 当		期 末 勤 勉 手 当	20
					管 理 職 手 当		退 職 手 当	

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
額又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
		期 間	金 額
小学校給食調理等業務	87,713		0

ものについての前年度末までの支出  
以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
令和6年度	87,713	0	0	0	87,713

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現 在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1 普 通 債					
(1) 総 務	522,750	526,178	86,500	105,843	506,835
(2) 民 生	404,765	391,140	247,600	38,839	599,901
(3) 衛 生	291,180	264,690	14,000	26,939	251,751
(4) 清 掃	715,050	591,964	229,200	291,037	530,127
(5) 農 林 水 産	47,917	44,892		3,025	41,867
(6) 商 工	2,041	1,600			1,600
(7) 土 木	2,559,487	2,594,057	432,200	222,108	2,804,149
(8) 公 営 住 宅	708,945	634,042	36,000	68,501	601,541
(9) 消 防	279,057	299,112	348,500	48,019	599,593
(10) 教 育	1,443,292	1,213,287	206,100	293,873	1,125,514
2 災 害 復 旧 債					
(1) 土 木	63,300	62,037		5,050	56,987
3 そ の 他					
(1) 減 税 補 て ん 債	144,044	94,472		38,970	55,502
(2) 臨 時 財 政 対 策 債	10,174,420	9,669,053	173,000	811,753	9,030,300
(3) 退 職 手 当 債					
(4) 減 収 補 て ん 債	34,912	34,912		4,364	30,548
計	17,391,160	16,421,436	1,773,100	1,958,321	16,236,215

報告第17号

議案（逗子市立体育館の指定管理者の指定について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条に基づき、市長から議案（逗子市立体育館の指定管理者の指定について）作成に関して意見を求められ、回答について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（昭和60年逗子市教育委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和5年9月20日提出

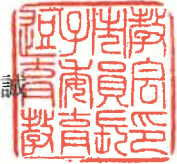
逗子市教育委員会

教育長 大河内 誠

5 逗 教 総 発 3 3 号  
2023 年(令和5年)8月18日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市教育委員会  
教育長 大河内 謙



議案作成に関する逗子市教育委員会の意見について (回答)

2023年(令和5年)8月18日付け5逗総発第33号により依頼のありましたこのことについて、了承する旨回答いたします。

議案 (案) 逗子市立体育館の指定管理者の指定について

(事務担当：教育部教育総務課)





5 逗 総 発 第 3 3 号

2023年（令和5年）8月18日

逗子市教育委員会

教育長 大河内 誠 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛



教育委員会の意見聴取について（依頼）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、教育委員会の意見について聴取いたしたく、次のとおり依頼いたします。

意見聴取を依頼する案件

- ・逗子市立体育館の指定管理者の指定について … 別添のとおり

（事務担当：総務部総務課）

議案第 号

逗子市立体育館の指定管理者の指定について

逗子市立体育館の指定管理者を次のように指定する。

1 施設の名称及び位置

(名 称) 逗子市立体育館

(位 置) 逗子市池子1丁目11番1号

2 指定管理者の名称及び所在地

(名 称) 公益財団法人逗子市スポーツ協会 会長 最首祥互

(所在地) 逗子市池子1丁目11番1号

3 指定の期間

2024年(令和6年)4月1日から2029年(令和11年)3月31日まで

令和5年9月 日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

(提案理由)

逗子市立体育館の指定管理者を指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び逗子市立体育館条例(平成25年逗子市条例第13号)第7条第3項の規定により提案する。

諮問第3号

2023年（令和5年）5月19日

逗子市立体育館指定管理者候補  
選定委員会委員長 様

逗子市教育委員会  
教育長 大河内 誠



逗子市立体育館指定管理者候補の選定について（諮問）

このことについて、逗子市立体育館条例第7条第4項に基づき、指定管理者候補の選定についてご審議いただきたく、次のとおり諮問いたします。

1 諮問事項

逗子市立体育館指定管理者候補の選定について

2 諮問理由

逗子市立体育館は、平成26年度から指定管理者制度を導入しているが、現指定管理者による第二期の指定管理期間が、平成31年4月1日から令和6年3月31日をもって終了するため、次期（令和6年4月1日から5年間）の指定管理者候補を選定するもの。

逗子市告示第100号

逗子市立体育館条例（平成25年逗子市条例第13号）第7条第2項の規定による期日を定め、次のとおり逗子市立体育館指定管理者候補者の応募を受け付ける。

令和5年5月30日

逗子市教育委員会



1 指定管理者の選定方法

逗子市立体育館条例第7条第1項第2号の規定により、指名型プロポーザルとし、選定委員会による提案審議を行う。

指名団体 公益財団法人 逗子市スポーツ協会

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称 逗子市立体育館

所在地 逗子市池子1丁目11番1号

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

逗子市立体育館条例に定めるもののほか、詳細については協議の上別に定める。

4 申請者の資格要件

逗子市立体育館条例に定めるもののほか、詳細については逗子市立体育館指定管理者募集要項等に定める。

5 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

6 申請方法

(1) 申請書等の配布場所及び申請場所

逗子市市民協働部文化スポーツ課（逗子市役所 2 階）

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 逗子市立体育館条例施行規則（平成25年逗子市教育委員会規則第3号）第2条  
第2項に規定する書類等

(3) 申請期間

指定申請書及び提案書等の受付期間

令和5年6月27日(火)～6月30日(金) 午前9時～午後5時

(4) 提出方法

持参又は郵送等（必着）

7 問い合わせ先

逗子市市民協働部文化スポーツ課 電話046-873-1111 内線277

## 別紙

指名団体を、公益財団法人 逗子市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）とすることの理由について

（逗子市立体育館条例第7条第1項第2号の規定による）

逗子市立体育館は平成9年の開館以来、個人利用及び団体利用において市民の利用率が高く、地域に根差した市民のための屋内スポーツの活動拠点として活用されてきた。そのため、指定管理を行うに当たっては、地域と密着した連携が図れること及び市民の健康維持や豊かな市民生活に寄与することが優先される。

スポーツ協会は、設立以来72年にわたり、本市のスポーツ振興に係る活動実績があり、主に市民で構成された40以上の加盟団体で構成され、職員には多くの市民を採用し、常に地域と密接なつながりを持ちながら本市のスポーツ推進に取り組んできている。指定管理者としても、平成26年度から9年間にわたり、地域との信頼関係を築きながら管理運営を行ってきた実績がある。加えて、本市のスポーツ推進計画等に精通し、本市との協働関係を継続的に築き上げていることは、「市民との協働による公共サービスの推進」の政策理念にも合致している。

さらには、スポーツ協会の傘下で設立された総合型地域スポーツクラブにおいても、地域におけるスポーツ実施機会の拡充を図ってきており、逗子市立体育館を拠点として地域と連携しながら本市のスポーツ推進計画の推進役として重要な役割を果たしている。

以上のことから、本市のスポーツ行政の一層の推進を図るに当たり、スポーツ推進施策の実施と逗子市立体育館の管理運営を一体的に行うことは相乗的な効果が図れることから、指名団体としてスポーツ協会が適していると判断するもの。

2023年（令和5年）8月17日

逗子市教育委員会  
教育長 大河内 誠 様

逗子市立体育館指定管理者候補選定委員会  
委員長 梅澤 秋久

### 逗子市立体育館指定管理者候補の選定について（答申）

令和5年5月19日付け、諮問第3号により諮問のありました標記の件について、本委員会で審議を行った結果、下記のとおり答申いたします。

#### 記

##### 1 選定結果

公益財団法人逗子市スポーツ協会を逗子市立体育館指定管理者候補として適当と認める。

##### 2 選定経過

令和5年7月13日（木）に第2回委員会において提案書の書類審査を行い、同年7月27日（木）に第3回委員会を開催し、公開ヒアリング及び総合的評価を行った。採点結果は600点満点中572点であり、9割以上という高得点を獲得していることもあり、指定管理者候補として適していると判断する。

##### 3 講評

ヒアリングを通して、提案書の内容について真摯に回答をしており、熱意をもって取り組む姿勢を感じた。

提案書の項目ごとの代表的な意見は次のとおりであった。

###### ◎ 管理運営上の基本方針について

市の状況を踏まえた上での基本方針であり、一方で、国のスポーツ基本計画に沿った取組み、特にインクルーシブスポーツの推進や強化についても、自主スポーツ事業の提案に盛り込まれていることは、今後の一層の取組みに期待できる。

###### ◎ 施設運営について

SNS発信などが取り入れられており、良い取り組みである。

◎ 広報活動について

方向性及び実施内容は問題なく、情報発信に幅広い媒体を活用するとあり、より一層の運用が期待できる。

◎ 目標設定と自己評価について

「利用者満足度の向上」及び「安全安心な施設管理」においては具体的な数値目標が示されており、年間計画等と合わせることでPDCAの具体が見えてくることが確認できた。

◎ 自由提案について

部活動の地域移行への協力は良い提案であり、提案者が受け入れた場合は学校も連携しやすく、より具体性を持たせた逗子独自の取組みとなることが期待できる。また、時勢を踏まえたキャッシュレス決済の導入の提案についても早急な対応を行っていく旨が確認できた。

審査の過程で議論となった点のうち、本委員会として、第3期指定管理に臨むに当たり特に留意していただきたい点として、次の4点を挙げる。

① 具体的な計画と目標値の設定

施設運営や広報活動、施設管理などの各分野において、具体的な計画や数値目標、スケジュールの策定を求める。これにより目標達成に向けた方向性と進捗管理、課題の把握をより明確にし、効果的な運営に努めること。

② コンプライアンスの体制づくり

組織内におけるハラスメント等の通報窓口として、内部窓口だけでなく、市の外部公益通報所管課などを第三者の相談窓口として周知することが望ましい。これにより違法行為や不正を報告する際の安心感を向上させ、適切な倫理観を持った運営を促進すること。

③ より効果的な広報

市民に直接働きかけるような広報、一方的ではない発信にも注力すること。また、施設の稼働率の情報を活かし、空き時間帯について効果的な層にアプローチすることも検討すること。これらにより、これまでスポーツへの参加機会が無かった層へもより効果的に働きかけること。

④ 中学校部活動の地域移行への協力

地域唯一のスポーツの総合力を有する団体として、国や県の動向を踏まえつつも後追いになることなく、地域に根付いた組織である強みを活かし、逗子独自の考え方を率先して提案し、積極的に取り組むこと。

指定管理者候補は第1期及び第2期の指定管理者であることから、これまでの実績を活かしてより一層のサービス水準の向上に努めるとともに、地域及び関係団体との更なる連携を図りながら、現場で把握したニーズや課題に対応し、より良い運営を目指すよう指定管理者候補に指導されたい。



#### 4 選定委員会の開催状況

月 日	内 容
5月19日(金)	選定委員会（第1回） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 諮問</li><li>・ 募集要項等について検討</li></ul>
7月13日(木)	選定委員会（第2回） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 書類審査</li></ul>
7月27日(木)	選定委員会（第3回） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公開ヒアリング（プレゼンテーション）</li><li>・ 公開ヒアリング等を踏まえた最終審査</li><li>・ 指定管理者候補の適否の決定</li><li>・ 答申案の検討</li></ul>

以上

逗子市都市公園有料公園施設及び逗子市立体育館  
指定管理者候補選定委員会 名簿

	役職	氏名	団体名、所属等
1	委員長	梅澤 秋久	横浜国立大学 教育学部 学校教員養成課程 保健体育 教授 (スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会 アドバイザー)
2	副委員長	岸原 晃	スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会 (社会福祉法人逗子市社会福祉協議会 会長)
3		佐渡 和	佐渡和 公認会計士・税理士事務所 所長
4		石丸 葉子	神奈川県立スポーツセンター 事業推進部 健康・パラスポーツ課長 (逗子市スポーツ推進審議会)

(敬称略)

逗子市立体育館指定管理者候補選定 採点集計表

項 目	規定枚数	配点		合計
		大項目	小項目	
I 管理運営上の基本方針	2枚	40	40	<b>40</b>
II 施設運営				<b>94</b>
1 施設運営を行う上での方針	1枚	100	20	20
2 利用者サービスの向上に向けた取組み	2枚		40	39
3 効率的、効果的な運営に向けた取組み	1枚		20	19
4 コンプライアンス、個人情報保護についての方針と取組み	1枚		20	16
III 広報活動	2枚	40	40	<b>38</b>
IV 自主スポーツ事業				<b>136</b>
1 自主スポーツ事業の実施方針や取組み	1枚	140	20	20
2 自主スポーツ事業計画案（5カ年計画）	1枚		20	20
3 自主スポーツ事業計画案	5枚		100	96
V 施設管理				<b>55</b>
1 施設管理を行う上での方針	1枚	60	20	19
2 安全管理と危機管理に対する方針と取組み	1枚		20	19
3 施設管理の改善に向けた方針と取組み	1枚		20	17
VI 目標設定と自己評価				<b>37</b>
1 目標設定	1枚	40	20	19
2 自己評価の方針と取組み	1枚		20	18
VII 組織及び人員配置				<b>58</b>
1 管理運営組織	1枚	60	20	19
2 必要人材の配置と職能	1枚		20	20
3 職員、スタッフの教育	1枚		20	19
VIII 収支予算書及び実績				<b>75</b>
1 収支に関する基本的な考え方	1枚	80	20	19
2 指定管理期間中の収支予算書（5年分）	5枚		60	56
IX 自由提案	1枚	40	40	<b>39</b>
合 計	31枚	600	600	<b>572</b>

議案第13号

逗子市文化財保護委員会に対する諮問について

逗子市文化財保護条例(昭和43年逗子市条例第11号)第11条2項の規定に基づき、  
逗子市文化財保護委員会に諮問するもの。

令和5年9月20日提出

逗子市教育委員会  
教育長 大河内 誠

(案)

逗子市教育委員会諮問第 号  
2023 年（令和 5 年）9 月 日

逗子市文化財保護委員会委員長 様

逗子市教育委員会

逗子市重要文化財の指定について（諮問）

逗子市文化財保護条例（昭和 43 年逗子市条例第 11 号）第 11 条第 2 項の規定により、次の物件の指定について、貴委員会の意見を求めます。

物件名 仏涅槃図  
種 別 有形文化財（絵画）  
数 量 1 幅  
所在地 逗子市逗子 3 丁目 1 番 17 号  
所有者 延命寺

## 対象物件の概要

名 称	仏涅槃図 1幅
種 別	有形文化財（絵画）
時 代	南北朝時代
材料・技法	絹本着色
大 き さ	縦143.0cm×横124.8cm
所 在 地	逗子市逗子3丁目1番17号
所 有 者	延命寺
概 要	仏涅槃図は釈迦の入滅を描いたもので、各種仏画を代表する画題のひとつとして宗派を超えて珍重され、近世までを含めれば遺例も極めて多い。通常、釈迦の命日にあたる2月15日に営まれる涅槃会の本尊として用いる。

本作の図様は、沙羅双樹の下に横臥する釈迦と、その周囲に嘆き悲しむ仏弟子や鳥獣等を描き込む一定の形式をとり、入念な筆致により涅槃の様相を荘重に描くなど、古作通有の格調を備えた南北朝期の作と推測される佳品である。

神奈川県内に遺存する中世作の仏涅槃図は少なく、鎌倉市 円覚寺本（鎌倉時代）、同 宝戒寺本（南北朝時代）、横浜市 称名寺本（南北朝時代）、同 宝生寺本（南北朝時代）等が知られるのみである。

なお、本図の経歴については、天正11年（1583）に毛利氏領国の某所に寄付されたこと、天保11年（1840）に再補されたこと、昭和8年（1933）まで広島県鞆町地藏院に収蔵されていたことが巻止貼付紙や箱書からわかる。



対象物件の写真（部分）